

子ども・文教委員会委員長報告

子ども・文教委員会における審査の経過並びに結果についてご報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、甲第141号議案令和8年度岡山市一般会計補正予算（第3号）について、ほか1件の議案についてであります。

これらの議案審査に当たりましては、当局の説明を聴取し、慎重に審査いたしました結果、いずれも全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

それでは、審査の過程において 特に議論となりました点について ご報告いたします。

まず、甲第147号議案岡山市児童生徒支援教室条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

委員から、岡山市児童生徒支援教室の名称について、前回令和4年に名称変更を行い、短期間でさらに名称変更が行われることとなる。利用者に対し誤解を生じないように、どのように周知していくのか、との質疑があり、当局から、ホームページや学校、フリースクール協議会等を通じて、子どもや保護者に向けて情報提供していきたいとの答弁がありました。

また委員から、新設される「かがやき芳泉」の利用環境について、周辺には放課後児童クラブや学校等があり、多様な世代が行き交う環境の中で、利用する子どもたちが安心して通えるような動線が適切か協議すべきである、との意見がありました。

さらに別の委員から、子どもたちの状態に応じた支援内容や場所の機能・役割分担を精査し、必要な支援を適正に配置すべきであるとの意見や、多様な学びにはコーチングやメンターによる個別支援など柔軟で寄り添った支援が必要ではないか、との意見があり、

当局から、利用者の動線については配慮をしているところである。不登校支援においてハード・ソフトの両面が重要であり、現状の整備や他部局との連携等を進め、子どもや保護者のニーズを把握し、新たな体制等の在り方も検討しつつ、まずは既存の支援の充実を図ってまいりたい、との答弁がありました。

次に、甲第141号議案令和8年度岡山市一般会計補正予算（第3号）についてのうち、児童福祉施設等省エネ機器更新緊急支援事業についてであります。

委員から、これから申請を受付し、本年度中に補助金を支払う予定とのことだが、手続きが煩雑になるのではないのかとの質疑があり、当局から、手続きはできるだけ簡素にと考えているが、対象機器かどうかなどの確認は必要であり、分かりやすい説明を心がけていくとの答弁がありました。

以上、ご報告いたしました。このほかにも審査の過程でさまざまな意見や要望が出されました。

当局におかれましては、本委員会が出された意見や要望に十分留意され、事務事業の執行に当たられますよう申し添え、子ども・文教委員会の報告を終わらせていただきます。